宮城県マーチングコンテスト　実施規定

第１章　　総　　則

（大会名称）

第１条　この大会は，「第○○回宮城県マーチングコンテスト」と称する。

（実　　施）

第２条　宮城県マーチングコンテスト（以下，県大会）は，小学生，中学生，高等学校，大学，職場・一般部門に加盟する団体が参加して，毎年実施する。

（各地区大会）

第３条　各地区大会は行わず，県大会を開催する。

（会場・日時）

第４条　実施会場・日時などの必要事項は，宮城県吹奏楽連盟役員会（以下，役員会）で決める。

２　理事会は，毎年３月末日迄に，翌年度の開催要項を決める。

第２章　　実施部門および参加資格

（実施部門）

第5条　実施部門は小学生バンドフェスティバル「フロア部門」，マーチングコンテスト「中学生の部」「高等学校以上の部」「ビギナーの部」とする。マーチングコンテスト「ビギナーの部」は「中学生の部」「高等学校以上の部」への導入段階として東北吹奏楽連盟が独自に設定している部門である。

（参加資格）

第６条　参加資格は，宮城県吹奏楽連盟（以下，県吹連）に登録された団体で次の通りとする。

（１）小学生

団体構成メンバーは，同一小学校に在籍，または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。

また，学校長の許可のもと編成する，複数の学校・団体による合同バンドの参加も認める。

（２）中学生

団体構成メンバーは，同一中学校に在籍，または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している中学校生徒とする。

（同一経営の学園内小学校児童，小中一貫校の小学生の参加は認める。）

また，学校長の許可のもと編成する，複数の学校・団体による合同バンドの参加も認める。

（３）高等学校

団体構成メンバーは，同一高等学校および中等教育学校に在籍している生徒とする。

（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒，中高一貫校の中学生の参加は認める。）

（４）大学

団体構成メンバーは，同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む），同一の高等専門学校に在籍している学生とする。ただし，管・打・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

（５）職場

団体の構成メンバーは，当該団体の団員とする。ただし第２項に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

（６）一般

団体の構成メンバーは，当該団体の団員とする。ただし第２項に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

２　出演者が二つ以上の団体に重複して参加することは，認めない。

第３章　　演奏演技

（参加人員）

第７条　　各部門の参加人員は８０名以内とする。ただし，ドラムメジャーはこの人数に含まない。

２　指揮者は置いてもよい。

３　指導者並びに指揮者の資格については制限しないが，加盟団体の長が認めた者とする。

４　同一部門において指揮することができるのは１団体とする。

（演奏方法）

第８条　　参加団体は別に定めた規定課題を行わなければならない。規定課題はその年度の全日本吹奏楽連盟が決定したものとする。ただし，ビギナーの部は任意の２つの規定課題を行うものとする。

２　　小学生バンドフェスティバル「フロア部門」の演奏は動作を伴う立奏を中心とした演奏とする。

（編成）

第９条　　編成は，木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。

２　　電子楽器（エレキベースを含む），ピアノ，チェレスタ，ハープの使用は認めない。また，メジャーバトンやフラッグ等を放り投げることはできない。

３　　歌声については，スキャット・ハミング・歌詞を認める。

（演奏時間）

第１０条　演奏時間は６分以内とする。演奏時間とは，演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。演奏時間を超過した場合は，審査の対象としない。ただし，ビギナーの部の演奏時間は５分以内とする。

（演奏曲目）

第１１条　演奏曲目は，自由とする。

（著作権）

第１２条　著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は，事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けないで大会に出場することは認めない。

（演奏順序）

第１３条　演奏順序と部門順序は県吹連事務局において決定する。

第４章　　審査・表彰・代表

（審査員）

第１４条　審査員は，役員会で選出し，会長が委嘱する。

２　審査員は５名とする。

３　審査方法は，別に定める「宮城県マーチングコンテスト審査内規」による。

（規定審判員）

第１５条　規定課題を判定する規定審判員を２名おく。

２　規定審判員は県連盟役員が行う。

３　減点の基準については，「宮城県マーチングコンテスト審査内規」による。

(表彰)

第１６条　表彰は，金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

２　県代表団体にトロフィーを贈る。

（代表団体数）

第１７条　参加団体の中から７団体を推薦する。ただし，小学生バンドフェスティバル「フロア部門」の代表数は最大４団体までとする。

２　県代表 7 団体の他に，ビギナーの部に参加した団体は，県大会で演奏した後に東北大会に参加できることとする。

３　２年連続してビギナーの部で東北大会に出場した団体は，次年度ビギナーの部に参加できない。
４　前年度全日本小学生バンドフェスティバル「フロア部門」で金賞を受賞した団体は，県大会で演奏した上で，東北大会に県代表として推薦するものとする。

第５章　　そ　の　他

（参加費用）
第１８条　参加に要する費用は，参加団体の負担とする。
（共催・後援・協賛）
第１９条　県大会実施にあたって役員会が必要と認めた場合は，共催および後援・協賛団体を持つことができる。
２　共催および後援，協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。
（実行委員）
第２０条　県大会実行委員には，県吹連役員が中心となってあたる。
（実施要項）
第２１条　その他の開催上の細目については，常任理事会が定める。
（改　　定）
第２２条　この規定は，総会の議決により改定することができる。

附則
この規定は，平成２８年４月１６日より実施する。
この規定は，平成２９年４月１５日より改正実施する。
この規定は，平成３０年４月１４日より改正実施する。
この規定は，令和２年４月１１日より改正実施する。
この規定は，令和３年４月２９日より改正実施する。
この規定は，令和５年４月１５日より改正実施する。
この規定は，令和７年４月１２日より改正実施する。

宮城県マーチングコンテスト　　審査内規

第１条　この内規は，宮城県マーチングコンテスト実施規定第１４条・第１５条に基づき審査および判定について定めるものである。
第２条　審査員は，「演奏（技術）」「演奏（表現）」「行進の美しさ」「音と動きの調和」４項目について５段階で評価する。
２　小学生バンドフェスティバル「フロア部門」は「演奏（技術表現）」「音と動きの調和」の２項目について１０段階で評価する。
第３条　規定課題に反した場合の減点については，以下のように扱うものとする。
１課題について，総合得点から１０点を減点する。
第４条　審査結果の処理は，理事長から委嘱された３名によって構成する判定委員会が行う。
第５条　~~評価を点数に換算し，~~評価合計点に基づき，各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けする。ただし，グループ分けが困難な場合，金・銀・銅の比率は３：４：３を目安とする。また，県代表選出方法は，次の通りとする。
①　評価合計点の高い団体を代表とする。
②　①で決着がつかない場合は，審査員の投票で決める。
第６条　第５条による結果は，会長が賞と代表を承認・決定する。
第７条　審査票と審査一覧表は，出演団体に渡す。

第８条　この内規は，総会の議決により改定することができる。

附則

この内規は，平成２８年４月１６日より実施する。

この内規は，平成３０年４月１４日よりより改正実施する。

この規定は，令和６年４月１３日より改正実施する。

この規定は，令和７年４月１２日より改正実施する。